

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2021年5月12日

【四半期会計期間】 第28期第3四半期(自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)

【会社名】 シード平和株式会社

【英訳名】 SEEDHEIWA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小池 信三

【本店の所在の場所】 京都市山科区榎辻中在家町8番地1  
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号 SORA新大阪21 9階

【電話番号】 06-4866-5388(代)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経営管理本部長 榊原 拓也

【縦覧に供する場所】 株式会社 東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第27期 第3四半期 累計期間	第28期 第3四半期 累計期間	第27期
会計期間	自 2019年7月1日 至 2020年3月31日	自 2020年7月1日 至 2021年3月31日	自 2019年7月1日 至 2020年6月30日
売上高 (千円)	18,106,216	17,969,235	24,847,555
経常利益 (千円)	1,046,887	1,203,912	1,374,541
四半期(当期)純利益 (千円)	685,205	788,309	900,009
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	6,454,400	6,454,400	6,454,400
純資産額 (千円)	4,915,050	5,869,474	5,129,854
総資産額 (千円)	24,217,967	27,981,286	24,528,180
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	112.58	129.52	147.87
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)			
1株当たり配当額 (円)			8.00
自己資本比率 (%)	20.3	21.0	20.9

回次	第27期 第3四半期 会計期間	第28期 第3四半期 会計期間
会計期間	自 2020年1月1日 至 2020年3月31日	自 2021年1月1日 至 2021年3月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	60.19	42.79

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用すべき関連会社を保有していないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、政府による各種経済支援政策の効果などによって、持ち直しの動きが期待されたものの、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の影響による2度目の緊急事態宣言が発令されるなど、厳しい状況となりました。

海外経済につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に加え、米国新政権の政策動向、米中貿易摩擦、英国のEU離脱など、わが国の景気を更に下押しするリスクには留意が必要な状況にあります。

当社の主要事業である建設業界におきましては、公共事業は堅調なものの、民間設備投資は企業収益の悪化等を背景に減少するなど、受注環境の悪化が懸念される状況となっております。また、依然として建設技能労働者の不足が続いており、これを原因とした人件費の高騰、及び建設資材価格の高止まりなど、厳しい経営環境が続くものと予測されます。

住宅業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、自宅で過ごす時間が増えたことや、テレワーク（在宅勤務）の全国的な普及、政府による「新しい生活様式」の推進などの影響により、実需層の戸建住宅取得意欲の高まりが見られております。

このような状況の中、総合建設事業の一般建築請負におきましては、前事業年度までに受注した請負工事の施工が順調に進捗しました。また、厳しい受注環境となっている中、大阪府、京都府及び滋賀県などにおける営業活動に積極的に取り組みました。なお、新型コロナウイルス感染症につきまして、請負工事の施工には特段の影響はありませんでしたが、その動向には引き続き注視する必要があります。

マンション事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響は限定的で、仕掛物件の施工及び引渡は、期初計画通りに進捗しました。また、竣工済みの物件は全て売買契約締結済みであり、当事業年度の第4四半期会計期間での引渡を予定しております。

不動産事業におきましては、収益不動産の販売や不動産売買仲介等を行っており、収益不動産の取得及び販売に積極的に取り組んでまいりました。

戸建分譲事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により実需層の住宅取得意欲が高まる中、企画力・デザイン力向上による差別化、個人顧客・販売協力会社への更なる認知度向上、自社販売部門の販売力強化などに取り組みました。その結果、期初計画を大幅に上回るペースで販売契約を獲得しております。

これらの結果、当第3四半期累計期間における売上高は17,969,235千円（前年同期比0.8%減）、営業利益は1,215,152千円（同0.9%増）、経常利益は1,203,912千円（同15.0%増）、四半期純利益は788,309千円（同15.0%増）となりました。

なお、総合建設事業における一般建築請負について、当事業年度通期での施工高は前事業年度と比較して減少となる計画であります。そのため、当第3四半期累計期間における施工高も前年同期比で減少となりました。また、同じく総合建設事業におけるマンション事業について、当第3四半期累計期間に竣工したワンルームマンションの引渡時期が当事業年度の第4四半期会計期間に集中しているため、当第3四半期累計期間の引渡件数が前年同期比で減少となりました（当第3四半期累計期間181戸、前年同期204戸）。さらに、不動産事業における収益不動産の販売について、販売件数は前年同期と同数の4件となりましたが、前年同期は、単価の高い収益不動産の販売が、売上高に寄与していたため、前年同期比で売上高が減少となりました。

これらを主な要因として、当第3四半期累計期間の売上高が前年同期比で減少となりましたが、期初計画を上回って好調に推移しております。

一方で、戸建分譲事業においてコロナ禍における購買需要を背景に高い利益率を確保したこと及びコスト削減などにより、営業利益は前年同期比で増加しております。また、営業利益の増加幅に比べ、経常利益及び四半期純利益が大きく増加しておりますが、これは主に、過年度分の消費税還付、新型コロナウイルス感染症に関する政府からの助成金などを営業外収益として計上したためであります。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（総合建設事業）

総合建設事業の一般建築請負につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響は特段なく、前事業年度までに受注した請負工事の施工が順調に進捗しました。また、景気減速への懸念、建設コストの高止まりなど、厳しい受注環境の中、大阪府を中心に、京都府及び滋賀県などにおける営業活動に積極的に取り組み、既存顧客との関係性強化及び新規顧客の開拓に注力いたしました。それにより、新たに大手デベロッパー1社と取引を開始しております。

その結果、当第3四半期累計期間における建設請負受注高は12,135,809千円（前年同期比16.0%増）となりました。また、当第3四半期会計期間末の建設請負受注残高は19,814,800千円（前年同期比13.9%増、前事業年度末比24.2%増）となりました。

マンション事業につきましては、主にワンルームマンション販売業者に対する販売を目的に土地を取得し、企画・開発を提案し、建設を行ったうえで、引渡をしております。新型コロナウイルス感染症の影響は限定的で、当第3四半期累計期間における仕掛物件の施工は、順調に進捗し、ワンルームマンション6棟が期初計画通りに竣工しました。また、引渡に関しましても、期初計画通りに完了し、ワンルームマンション181戸（前年同期204戸）を法人顧客へ引渡しております。なお、竣工済みの物件については、全て売買契約締結済みであり、第4四半期会計期間での引渡を予定しております。

これらの結果、売上高10,628,288千円（前年同期比15.3%減）、セグメント利益817,103千円（同10.9%減）となりました。なお、一般建築請負について、当事業年度通期での施工高は前事業年度と比較して減少となる計画であるため、当第3四半期累計期間における施工高が減少しております。また、マンション事業について、当第3四半期累計期間に竣工したワンルームマンションの引渡時期が当事業年度の第4四半期会計期間に集中しているため、当第3四半期累計期間の引渡件数が減少しております。これらを要因として、売上高及びセグメント利益が減少しておりますが、期初計画通りに推移しております。

（不動産事業）

不動産事業につきましては、収益不動産の販売や土地売り、不動産売買の仲介等を行っております。前事業年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的な投資用不動産市場の減速がありましたが、政府による金融緩和政策などから、持ち直しの動きが期待されております。当第3四半期累計期間におきましては、販売用の収益不動産を4件（前年同期2件）取得しました。また、収益不動産の販売を4件（同4件）、土地売りを1件（同0件）、不動産売買の仲介を10件（同6件）行いました。

その結果、売上高1,410,248千円（前年同期比22.5%減）、セグメント利益101,756千円（同64.5%減）となりました。なお、前年同期比で売上高が減少しているのは、前年同期に単価の高い収益不動産を販売したことで、前年同期の売上高に寄与していたためであります。また、売上高の減少幅に比べ、セグメント利益が大きく減少しておりますが、これは主に、前年同期に販売した収益不動産のうち、保有期間が長期であったため、簿価と時価に乖離がある不動産が含まれていたためであります。

（不動産賃貸管理事業）

不動産賃貸管理事業につきましては、安定的な収益確保のため、入居者誘致を積極的に行い、稼働率向上に向けて営業活動を行ってまいりました。また、不動産事業において取得した販売用の収益不動産の維持管理に努めました。

その結果、売上高534,228千円（前年同期比21.2%増）、セグメント利益156,502千円（同81.6%増）となりました。なお、前年同期比で売上高の増加幅に比べ、セグメント利益が大きく増加しておりますが、これは主に、短期保有目的の新規取得物件（販売用不動産）が高い利益率で稼働したためであります。

（戸建分譲事業）

戸建分譲事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により実需層の住宅取得意欲が高まる中、当社の属するメルディアグループの「同じ家は、つくらない。」というコーポレートメッセージのもと、地域ごとのお客様のニーズを十分に認識し、他社との差別化を図るべく、企画力・デザイン力を高め、より高い付加価値を提供できる家づくりに努めてまいりました。さらに、京阪神エリアを中心に積極的に用地仕入れを行ったほか、個人顧客及び販売協力会社への更なる認知度向上を図るとともに、自社販売部門の販売力強化に努めました。

これらの取り組みにより、契約件数及び契約金額、ともに前年同期及び期初計画を大幅に上回るペースで推移しており、当事業年度における戸建分譲事業の業績に大きく寄与すると見込んでおります。なお、前事業年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により発生した住宅設備機器の納品遅延等は、概ね解消されております。

その結果、戸建分譲住宅の販売件数は136件（前年同期80件）、土地売り件数は9件（同1件）となり、売上高5,396,470千円（前年同期比63.4%増）、セグメント利益403,852千円（同106.8%増）となりました。なお、売上高の増加幅に比べ、セグメント利益が大きく増加しております。これは主に、コロナ禍における購買需要を背景に高い利益率を確保したこと及び自社販売部門の販売力強化による仲介手数料の削減等によるものであります。

## (2) 財政状態の分析

### (資産)

流動資産は、前事業年度末に比べて15.5%増加し、26,233,535千円となりました。これは、前期末に計上した工事未払金を支払ったことなどにより現金及び預金が1,280,575千円減少しましたが、大型請負工事の施工高が拡大したことなどにより受取手形・完成工事未収入金等が2,421,359千円増加したこと、及び、積極的に開発用地の取得、収益不動産の取得を行ったことなどにより販売用不動産・仕掛販売用不動産が2,312,275千円増加したことなどによります。

固定資産は前事業年度末に比べて3.2%減少し、1,747,750千円となりました。

この結果、資産合計は、前事業年度末に比べて14.1%増加し、27,981,286千円となりました。

### (負債)

流動負債は、前事業年度末に比べて12.9%増加し、16,373,137千円となりました。これは、前期末に計上した工事未払金を支払ったことなどにより支払手形・工事未払金等が355,902千円、大型請負工事の施工が進捗し工事前受金を取り崩したことにより未成工事受入金が285,535千円それぞれ減少したものの、請負工事の事業規模拡大に伴い立替工事費が増加したこと及びマンション用地や戸建用地の確保が順調に進んだことなどから短期借入金が1,884,999千円増加したことなどによります。

固定負債は、前事業年度末に比べて17.2%増加し、5,738,674千円となりました。これは、主にマンション用地や戸建用地の確保が順調に進んだことなどから長期借入金が1,064,107千円増加したことなどによります。

この結果、負債合計は、前事業年度末に比べて14.0%増加し、22,111,812千円となりました。

### (純資産)

純資産合計は、前事業年度末に比べて14.4%増加し、5,869,474千円となりました。これは、四半期純利益を788,309千円計上したことなどにより、利益剰余金が739,619千円増加したことなどによります。

## (3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について変更を行っております。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項」の(追加情報)をご参照ください。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

## (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,000,000
計	16,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年5月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,454,400	6,454,400	東京証券取引所 JASDAQ (グロース)	単元株式数は100株で あります。
計	6,454,400	6,454,400		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年1月1日～ 2021年3月31日		6,454,400		100,000		360,806

##### (5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2020年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 368,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,085,800	60,858	
単元未満株式	普通株式 600		一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	6,454,400		
総株主の議決権		60,858	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式80株が含まれております。

【自己株式等】

2020年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) シード平和株式会社	京都市山科区柳辻中在家町 8番地1	368,000		368,000	5.7
計		368,000		368,000	5.7

(注) 当社は、上記のほか、単元未満の自己株式を80株所有しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第63号)に準じて作成し、「建設業法施行規則」(1949年建設省令第14号)に準じて記載しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2021年1月1日から2021年3月31日まで)及び第3四半期累計期間(2020年7月1日から2021年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社が存在しないため、四半期連結財務諸表を作成しておりません。



## 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当第3四半期会計期間 (2021年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	2,743,765	1,463,190
受取手形・完成工事未収入金等	3,788,865	6,210,225
未成工事支出金	32,267	160,402
販売用不動産	4,918,748	6,972,548
仕掛販売用不動産	10,846,846	11,105,322
その他	415,957	365,160
貸倒引当金	23,924	43,313
流動資産合計	22,722,527	26,233,535
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物(純額)	957,187	939,622
その他(純額)	9,714	6,897
土地	457,872	457,872
リース資産(純額)	97,640	92,877
有形固定資産合計	1,522,415	1,497,269
<b>無形固定資産</b>		
投資その他の資産	24,755	22,887
<b>投資その他の資産</b>		
長期前払費用	3,431	964
差入保証金	90,519	93,224
繰延税金資産	155,414	124,064
その他	48,345	48,569
貸倒引当金	39,228	39,228
投資その他の資産合計	258,482	227,593
固定資産合計	1,805,653	1,747,750
資産合計	24,528,180	27,981,286
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形・工事未払金等	1,798,810	1,442,907
短期借入金	<sup>2</sup> 8,724,550	<sup>2</sup> 10,609,549
1年内返済予定の長期借入金	2,736,968	3,323,464
1年内償還予定の社債	40,000	240,000
リース債務	5,922	6,066
未払金	92,437	68,617
未払法人税等	333,055	92,471
未払消費税等	-	4,814
未成工事受入金	341,634	56,098
不動産事業受入金	121,886	232,356
賞与引当金	66,676	41,415
完成工事補償引当金	37,686	35,270
その他	201,272	220,105
流動負債合計	14,500,899	16,373,137

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当第3四半期会計期間 (2021年3月31日)
<b>固定負債</b>		
社債	520,000	300,000
長期借入金	3,974,605	<sup>2</sup> 5,038,712
リース債務	106,828	102,260
退職給付引当金	87,809	94,397
預り保証金	101,249	106,475
長期未払金	70,526	61,673
資産除去債務	9,245	9,374
その他	27,161	25,781
固定負債合計	4,897,426	5,738,674
<b>負債合計</b>	<b>19,398,326</b>	<b>22,111,812</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	656,113	656,113
利益剰余金	4,408,732	5,148,351
自己株式	34,991	34,991
株主資本合計	5,129,854	5,869,474
<b>純資産合計</b>	<b>5,129,854</b>	<b>5,869,474</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>24,528,180</b>	<b>27,981,286</b>

(2) 【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

	(単位：千円)	
	前第3四半期累計期間 (自2019年7月1日 至2020年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自2020年7月1日 至2021年3月31日)
売上高	18,106,216	17,969,235
売上原価	16,248,867	16,071,460
売上総利益	1,857,349	1,897,775
販売費及び一般管理費	652,916	682,622
営業利益	1,204,432	1,215,152
営業外収益		
受取利息	15	14
受取手数料	3,146	6,031
解約金収入	1,120	4,900
還付加算金	1,825	207
還付消費税等	-	111,710
助成金収入	-	42,098
その他	314	17,873
営業外収益合計	6,422	182,836
営業外費用		
支払利息	123,378	134,060
支払保証料	13,082	11,860
融資等手数料	27,506	46,323
その他	-	1,832
営業外費用合計	163,967	194,076
経常利益	1,046,887	1,203,912
税引前四半期純利益	1,046,887	1,203,912
法人税、住民税及び事業税	352,361	384,252
法人税等調整額	9,320	31,350
法人税等合計	361,681	415,602
四半期純利益	685,205	788,309

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社では、新型コロナウイルス感染症再拡大への懸念など景気の先行きについては引き続き不透明な状況が続いていることを鑑み、当該感染症の影響期間の仮定を当初の2020年内から当事業年度末までに変更して会計上の見積りを実施しております。なお、これによる当社の財政状態及び経営成績に与える影響については、現時点において重要性はありません。

(四半期貸借対照表関係)

1 受取手形割引高

	前事業年度 (2020年6月30日)	当第3四半期会計期間 (2021年3月31日)
受取手形割引高	千円	810,000 千円

2 財務制限条項

前事業年度(2020年6月30日)

(1) 短期借入金のうち、株式会社三井住友銀行をアレンジャー兼エージェントとするコミットメントライン契約(借入金残高1,945,350千円)には財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合、契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

株式会社三栄建築設計の各事業年度末日及び第2四半期会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2018年8月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

株式会社三栄建築設計の各事業年度末日及び第2四半期会計期間の末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2四半期連続して損失としないこと(各事業年度末日の経常損益については各事業年度通期の経常損益で、第2四半期会計期間の末日の経常損益については第1四半期及び第2四半期累計の経常損益で判定するものとする。)

株式会社三栄建築設計の各事業年度末日における在庫回転期間を12ヵ月以下に維持すること。

(2) 短期借入金のうち、株式会社三井住友銀行との融資契約(借入金残高654,000千円)には財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合、契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

株式会社三栄建築設計の2019年8月期以降の各決算期(中間決算及び本決算を含む。本号において以下同じ。)の末日における( )連結貸借対照表の純資産合計金額を2018年8月期及び直前決算期の末日における同表の純資産合計金額の75%以上に維持し、且つ、( )連結損益計算書の経常損益を2期連続(初回を2018年8月期本決算及び2019年8月期中間決算の2期とする。)で損失としないこと。

株式会社三栄建築設計の2019年8月期以降の各決算期(本決算のみ。本号において以下同じ。)の末日における( )連結貸借対照表における在庫回転期間(計算式:(販売用不動産+仕掛販売用不動産)÷(不動産販売事業売上高÷経過月数))を12ヶ月以下に維持し、( )連結貸借対照表における純資産合計金額を348億7,500万円以上に維持し、( )連結貸借対照表及び損益計算書における当該決算期を含む過去3期の「EBITDA平均値」を0を超えた数値とし、且つ、( )連結貸借対照表及び損益計算書における「NDE比率」を8以下に維持すること。

当第3四半期会計期間(2021年3月31日)

- (1) 短期借入金のうち、株式会社三井住友銀行をアレンジャー兼エージェントとするコミットメントライン契約（借入金残高3,744,650千円）には財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合、契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

株式会社三栄建築設計の各事業年度末日及び第2四半期会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2018年8月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

株式会社三栄建築設計の各事業年度末日及び第2四半期会計期間の末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2四半期連続して損失としないこと（各事業年度末日の経常損益については各事業年度通期の経常損益で、第2四半期会計期間の末日の経常損益については第1四半期及び第2四半期累計の経常損益で判定するものとする。）。

株式会社三栄建築設計の各事業年度末日における在庫回転期間を12ヵ月以下に維持すること。

- (2) 短期借入金のうち、株式会社三井住友銀行との融資契約（借入金残高529,000千円）には財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合、契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

株式会社三栄建築設計の2019年8月期以降の各決算期(中間決算及び本決算を含む。本号において以下同じ。)の末日における( )連結貸借対照表の純資産合計金額を2018年8月期及び直前決算期の末日における同表の純資産合計金額の75%以上に維持し、且つ、( )連結損益計算書の経常損益を2期連続(初回を2018年8月期本決算及び2019年8月期中間決算の2期とする。)で損失としないこと。

株式会社三栄建築設計の2019年8月期以降の各決算期(本決算のみ。本号において以下同じ。)の末日における( )連結貸借対照表における在庫回転期間(計算式：(販売用不動産+仕掛販売用不動産)÷(不動産販売事業売上高÷経過月数))を12ヶ月以下に維持し、( )連結貸借対照表における純資産合計金額を348億7,500万円以上に維持し、( )連結貸借対照表及び損益計算書における当該決算期を含む過去3期の「EBITDA平均値」を0を超えた数値とし、且つ、( )連結貸借対照表及び損益計算書における「NDE比率」を8以下に維持すること。

- (3) 長期借入金のうち、株式会社三井住友銀行をアレンジャー兼エージェントとするコミット型シンジケートローン契約（借入金残高1,248,000千円）には財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合、契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

株式会社三栄建築設計の各事業年度末日及び第2四半期会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2020年8月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

株式会社三栄建築設計の各事業年度末日及び第2四半期会計期間の末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2四半期連続して損失としないこと（各事業年度末日の経常損益については各事業年度通期の経常損益で、第2四半期会計期間の末日の経常損益については第1四半期及び第2四半期累計の経常損益で判定するものとする。）。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年7月1日 至 2021年3月31日)
減価償却費	53,169千円	65,747千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年9月20日 定時株主総会	普通株式	36,517	6.00	2019年6月30日	2019年9月24日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 2020年7月1日 至 2021年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年9月18日 定時株主総会	普通株式	48,690	8.00	2020年6月30日	2020年9月23日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	総合建設事業	不動産事業	不動産賃貸 管理事業	戸建分譲事業	
売上高					
外部顧客への売上高	12,542,664	1,820,527	440,831	3,302,193	18,106,216
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	12,542,664	1,820,527	440,831	3,302,193	18,106,216
セグメント利益	917,169	286,967	86,200	195,259	1,485,597

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	1,485,597
全社費用(注)	281,164
四半期損益計算書の営業利益	1,204,432

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第3四半期累計期間(自 2020年7月1日 至 2021年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	総合建設事業	不動産事業	不動産賃貸 管理事業	戸建分譲事業	
売上高					
外部顧客への売上高	10,628,288	1,410,248	534,228	5,396,470	17,969,235
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	10,628,288	1,410,248	534,228	5,396,470	17,969,235
セグメント利益	817,103	101,756	156,502	403,852	1,479,215

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	1,479,215
全社費用(注)	264,062
四半期損益計算書の営業利益	1,215,152

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年7月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり四半期純利益(円)	112.58	129.52
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	685,205	788,309
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益(千円)	685,205	788,309
普通株式の期中平均株式数(株)	6,086,320	6,086,320

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しない為記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年5月10日

シード平和株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柏 木 忠 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野 村 利 宏 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 好 慧 印

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシード平和株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの第28期事業年度の第3四半期会計期間（2021年1月1日から2021年3月31日まで）及び第3四半期累計期間（2020年7月1日から2021年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、シード平和株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。